

中央区立築地社会教育会館「屋内体育場」団体利用登録について

「中央区立築地社会教育会館体育施設利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、築地社会教育会館窓口で登録責任者本人が申請手続を行ってください。代理人による申請はできませんのでご注意ください。

1 団体登録の要件

築地社会教育会館屋内体育場の団体登録ができる団体は、次に掲げる要件を満たしている団体です。

- (1) 団体の代表者が中央区内に居住し、又は在勤していること。
- (2) 団体の日常の活動人員が5名以上であること。
- (3) 団体の会員（構成員）の7割以上が中央区内に居住し、又は在勤していること。
- (4) 18歳未満の者が団体の活動に参加する際は、当該者の保護者が当該者の団体登録、施設利用、活動内容等について同意していること。
- (5) 15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者のみによって組織されている団体については、原則として、団体の活動の指導又は監督にあたる18歳以上の者が団体の代表者になっていること。
- (6) 政治的活動、宗教的活動及び営利的活動その他金銭の授受を伴う活動を行わない団体であること。

2 登録に必要なもの

- (1) 「中央区立築地社会教育会館体育施設利用団体登録申請書」
 - ※ 別紙「築地社会教育会館体育施設利用団体登録申請書 記入方法」を参照のうえ、必要事項をご記入ください。
- (2) 登録責任者本人を確認できるもの
 - ※ 運転免許証、個人番号カード等の原本。コピー不可。
 - ※ 登録責任者が在勤者の場合は、社員証等で勤務先（名称、所在地）が分かるもの（名刺のみは不可）

3 登録の承認(登録証の交付)

- (1) 審査の結果、登録を承認した団体については、登録証を交付します。
- (2) 登録申請の受付を済ませても、登録証の交付がなければ抽選には参加できません。
受付から登録証発行までおおむね2週間程度かかりますので、登録申請は余裕をもって行ってください(登録申請後2週間以降に、築地社会教育会館窓口に来所ください)。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録日から3年間です。その後、登録の更新を希望する団体は、有効期間が満了する前日までに、登録責任者本人が更新手続きを行ってください。

有効期間を超えた利用日の予約(中央区公共施設予約システムによる予約)はできませんのでご注意ください。

5 登録承認の取消等

次のいずれかに該当するときは、団体登録を取り消す場合がありますのでご注意ください。

- (1) 団体登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 施設の利用目的又は利用条件に違反したとき。
- (4) 登録証を第三者に使用させ、又は譲渡したとき。
- (5) 同一人が複数の登録団体の会員(構成員)となっていたとき。
- (6) 他の登録団体と一体となった活動を行っていると思われるとき。
- (7) その他不正の行為があったとき。

6 その他注意事項

- (1) 登録後、登録責任者・会員(構成員)等の申請内容に変更があった場合は、その都度届出てください。
- (2) 利用申請書を提出する際や窓口予約時、使用料のお支払いの際は、登録証を提示してください。

7 登録申請の受付場所及び問合せ先

築地社会教育会館(中央区築地4-15-1) 電話03-3542-4801